

○独立行政法人農畜産業振興機構契約情報公 表要領

[平成19年12月27日付け]

[19農畜機第3747号-1]

改正 平成 25 年 10 月 15 日付け 25 農畜機第 3016 号
平成 28 年 11 月 1 日付け 28 農畜機第 3790 号
平成 29 年 11 月 6 日付け 29 農畜機第 4021 号-4
令和元年 10 月 1 日付け元農畜機第 3911 号-4

(目的)

- 1 独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 152 号-2。以下「契約事務細則」という。）第 4 3 条の 2 に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が締結した機構の支出の原因となる契約に係る情報の公表に関する事項を定める。

(公表する事項)

- 2 機構の支出の原因となる契約（機構の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が契約事務細則第 2 8 条第 2 項に定める金額を超えないものを除く。）を締結したときは、次の事項について公表するものとする。
 - (1) 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
 - (2) 契約事務責任者の職名及び氏名
 - (3) 契約を締結した日
 - (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所（相手方が事業を営まない個人の場合はその氏名及び住所は公表しない。）
 - (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価落札方式によった場合には、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
 - (6) 契約金額
 - (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障を生ずるおそれがないと認められるものに限る。）
 - (8) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
 - (9) 随意契約によることとした契約事務細則の根拠規定及び理由（企画競争又は参加確認型公募を経た上で契約を締結する方式によった場合には、その旨）
 - (10) 農林水産省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職している場合には、その人数
 - (11) その他必要と認められる事項

(公表の方法)

- 3 2 に掲げる事項についての公表は、競争契約と随意契約とに区分して行うものとし、競争契約については別紙様式第 1 号により、随意契約については別紙様式第 2 号により、それぞれ機構のホームページに掲載する方法により行うも

のとする。

(公表の時期)

- 4 2に掲げる事項の公表は、当該公表に係る契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に行うものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

また、契約事務細則第28条第1項第6号により外国で締結した契約であって、72日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後、遅滞なく行うものとする。

(公表期間)

- 5 公表した事項については、原則として契約を締結した日の属する年度の翌年度末まで(ただし、複数年度契約の場合には、少なくとも当該公表に係る契約が終了する日の属する年度末まで)機構のホームページに掲載するものとする。

附 則(平成19年12月27日付け19農畜機第3747号-1)

この要領は平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成25年10月15日付け25農畜機第3016号)

この要領は平成25年10月15日から施行する。

附 則(平成28年11月1日付け28農畜機第3790号)

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(平成29年11月6日付け29農畜機第4021号-4)

この要領は、平成29年11月6日から施行し、平成29年11月13日から適用する。

附 則(令和元年10月1日付け元農畜機第3911号-4)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別紙様式第2号

【随意契約に関する情報】

令和〇年〇月分（公表日：令和〇年〇月〇日）

| | 工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量 | 契約事務責任者の職名及び氏名 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした契約事務細則の根拠規定及び理由（企画競争又は参加確認型公募を経た場合はその旨） | 予定価格（円） | 契約金額（円） | 落札率 | 再就職の役員数 | 備考 |
|---|-----------------------------------|----------------|----------|-------------------|---|---------|---------|-----|---------|----|
| 1 | | | | | | | | | | |